



金沢市公報

第2545号

平成19年(2007年)3月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○平成18年金沢市告示第53号(建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について)の一部改正について(建築指導課)	4
● 告 示		● 公 告	
○地縁による団体の告示された事項の変更について(2件)(市民参画課)	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について(道路建設課)	4
○生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療を担当させる機関の指定について(生活支援課)	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて(農業委員会事務局)	5
○生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止について()	2	● 選挙管理委員会告示	
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の変更について()	2	○金沢市議会議員選挙に係る説明会の開催について(選挙管理委員会)	5
○生活保護法の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について()	3	● 公営企業告示	
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について(地域保健課)	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について(経営企画課)	5
○市道の区域の変更について(道路管理課)	3	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単 料金の算定について()	6
○道路の供用の開始について()	4		

告 示

●金沢市告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
須 崎 町 会	代表者の氏名 及び住所	中村 勇 金沢市須崎町口216番地	上野 孝 金沢市須崎町口178番地	平成19年1月14日
福増南町会	代表者の氏名 及び住所	宮本 吉裕 金沢市福増町南243番地2	増田 省三 金沢市福増町南244番地	平成19年1月14日
松 寺 町 会	代表者の氏名 及び住所	宮本 義典 金沢市松寺町丑123番地	山口 公雄 金沢市松寺町寅63番地	平成19年2月4日

●金沢市告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 後	変更年月日
木越町会	目 的	この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことで、明るく住みよい町づくりと町民相互の親睦を図りながら、町会の発展に寄与することを目的とする。	平成19年1月14日

●金沢市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
ひまわり歯科医院	金沢市泉野出町2丁目6番6号	平成18年12月11日
医療法人社団和宏会 敬愛病院	金沢市兼六元町14番21号	平成19年1月1日
医療法人社団和宏会 金沢市中央市場診療所	金沢市西念4丁目7番1号	平成19年1月1日
医療法人社団 花園会 花園医院	金沢市今町ホ39番地	平成19年1月1日
伊川歯科医院	金沢市木倉町1番1号エコービル3F	平成19年1月1日
大桑歯科	金沢市第三土地区画整理事業地内22街区（中部薬品ビル2F）	平成19年1月30日
上荒屋クリニック	金沢市上荒屋1丁目79番地	平成19年2月1日
つばさ歯科医院	金沢市新神田1丁目8番22号	平成19年2月5日

●金沢市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
金沢たんぽぽ薬局	金沢市平和町3丁目3番8号	平成18年11月30日
小坂旭町医院	金沢市旭町3丁目13番15号	平成18年12月5日
青木眼科医院	金沢市石引2丁目20番17号	平成18年12月29日
越村内科医院	金沢市石引2丁目7番17号	平成18年12月31日
多留内科クリニック	金沢市若草町5番12号	平成18年12月31日
敬愛病院	金沢市兼六元町14番21号	平成18年12月31日
花園医院	金沢市今町ホ39番地	平成18年12月31日
金沢市中央市場診療所	金沢市西念4丁目7番1号	平成18年12月31日
伊川歯科医院	金沢市木倉町1番1号エコービル3F	平成18年12月31日
安藤医院	金沢市額新町2丁目26番地	平成19年1月1日
金沢リハビリテーション病院	金沢市上荒屋1丁目79番地	平成19年1月31日

●金沢市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称または所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者 氏 名	施 術 所				廃止年月日
	名 称		所 在 地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
前川 裕	犀川接骨院	さいがわ接骨院	金沢市笠舞本町1丁目6番5号	金沢市三口新町2丁目2番5号	平成19年1月1日
川本 力雄	川本接骨院	同 左	金沢市泉本町3丁目116番地	金沢市泉本町2丁目52番地3	平成19年1月4日
小竹 晴春	寺町接骨院	こたけ接骨院	金沢市寺町2丁目1番1号	金沢市末町16の4番地3	平成19年1月4日

●金沢市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

施 術 者 氏 名	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
高桑 章	城南接骨院	金沢市笠舞本町2丁目28番13号	平成18年12月31日

●金沢市告示第43号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
藤沢眼科医院	金沢市池田町4番丁8番地	藤沢 昭三	平成19年3月1日

●金沢市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間		新 旧 の 別	幅 員 (m)	延 長 (m)
一級幹線	1級幹線119号 金沢駅通り線	本 町 1 丁 目	572番 先から	旧	27.6	49
		本 町 1 丁 目	572番 先まで	新	36.0	49
一般市道	本町1丁目線9号	本 町 1 丁 目	457番 先から	旧	4.0～5.3	60
		本 町 1 丁 目	572番 先まで	新	5.0～10.0	60

●金沢市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年3月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間			供用開始日
1級幹線119号 金沢駅通り線	本 町 1 丁 目	572番	先から	平成19年3月1日
	本 町 1 丁 目	572番	先まで	
本町1丁目線9号	本 町 1 丁 目	457番	先から	〃
	本 町 1 丁 目	572番	先まで	
本町1丁目線11号	本 町 1 丁 目	419番	1先から	〃
	本 町 1 丁 目	457番	先まで	

●金沢市告示第46号

平成18年金沢市告示第53号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

第6項 適用の除外の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項により確認の申請書を提出する建築物及び同法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の石川県知事の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画道路事業 3・4・69号 東金沢駅西通り線 および 3・5・50号 三池高柳線	金沢市	平成15年3月7日から 平成22年3月31日まで	(1)収用の部分 変更なし (2)使用の部分 なし	金沢市 都市整備局 土木部 道路建設課

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成19年3月1日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

平成19年4月22日執行予定の金沢市議会議員選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、立候補予定者及びその他の関係者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成19年3月1日

金沢市選挙管理委員会

- 1 日 時
平成19年3月16日（金）午後2時
- 2 場 所
金沢市下本多町6番丁27番地
金沢市観光会館 大集会室（2階）

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 平成18年7月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,320円
 - (2) 1トン当たり液化ブタン平均価格 65,110円
 - (3) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 44,030円
 - (4) 1トン当たり平均原料価格 50,780円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、56,290円となるが、同号に規定する50,780円以上の金額となるため、同号の規定により50,780円とする。）
- 2 原料価格変動額 19,000円
算式 50,780円（1トン当たり平均原料価格）－31,740円（1トン当たり基準平均原料価格）＝19,000円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額＋19,000円（原料価格変動額）／100円×0.095円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に18.05円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成19年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金（1箇月につき）	調整単位料金（1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が25立方メートルまでの場合）	620円	205円52銭
B表 （1箇月の使用量が25立方メートルを超え250立方メートルまでの場合）	900円	194円32銭
C表 （1箇月の使用量が250立方メートルを超える場合）	2,550円	187円72銭

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年3月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群及び瑞樹団地供給地点群

(1) 平成18年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,020円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、63,320円となるが、同号アに規定する50,020円以上の金額となるため、同号の規定により50,020円とする。）

(2) 原料価格変動額 18,700円

算式 50,020円（1トン当たり平均原料価格）－31,260円（1トン当たり基準平均原料価格）＝18,700円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額＋18,700円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.14円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

(4) 平成19年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金（1箇月につき）	調整単位料金（1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合）	660円	370円74銭
B表 （1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合）	732円80銭	361円64銭

2 南森本供給地点群

(1) 平成18年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 33,470円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、63,320円となるが、同号イに規定する33,470円以上の金額となるため、同号の規定により33,470円とする。）

(2) 原料価格変動額 12,500円

算式 33,470円（1トン当たり平均原料価格）－20,920円（1トン当たり基準平均原料価格）＝12,500円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額＋12,500円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に25.50円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

(4) 平成19年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金（1箇月につき）	調整単位料金（1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合）	660円	338円57銭
B表 （1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合）	732円80銭	329円47銭

3 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成18年7月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 50,160円（条例第20条の3第2項第1号に規定する算式により算定した金額は、63,320円となるが、同号ウに規定する50,160円以上の金額となるため、同号の規定により50,160円とする。）

(2) 原料価格変動額 18,800円

算式 50,160円 (1トン当たり平均原料価格) - 31,350円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 18,800円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 18,800円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に38.35円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成19年4月1日から同年9月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	428円27銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	419円17銭

平成19年(2007年)3月1日 印刷
平成19年(2007年)3月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)